

名古屋北 法人会だより

No.

166

2026年 9月

[題字] 名古屋北税務署長 山崎博人





社団化50年の節目を経て新たな一步を踏み出す年に！ 会員拡充につなげましょう。

～第51回通常総会を開催～



去る6月11日(木)、名古屋市北文化小劇場において、多くの会員の皆様、ご来賓の方々にご臨席を賜り第51回通常総会を開催しました。

総会は、総正会員数2,225社に対し、出席正会員数89社、委任状提出正会員数1,236社、合計1,325社で、総正会員数の過半数の出席をいただき、有効に成立しました。



総会の冒頭、小田耕司会長(光洋運輸(株)・瀬古支部)は、「税務教室や実務研修等のほか、講演会や支部行事など、多岐にわたる活動を通じて会員のビジネスに役立つ情報と交流の機会を提供してきた。また、地域社会への貢献として、租税教室や公共施設見学などで、次世代の育成の一助を担うことができた。更には50周年記念事業を盛会裏に開催できた。今年は50年の大きな節目を経て新たな一步を踏み出す年となる。税務関連協力団体として、会員企業及び地域社会の健全な発展のため、活動の一層の充実につなげていきたい。」とあいさつ。



続いて、会員増強目標達成支部(10支部)、支部運営功労者(23社)、会員増強功労社(4社)、事業参加良好社(57社)の皆さんに対し表彰状、感謝状を贈呈した他、会員増強等に貢献のあった保険推進員(7名)を表彰しました。

議案の審議では、定款第14条の定めにより小田会長が総会議長を務め、第1号議案として、議事録署名理事に高橋勝広理事(㈱シバタ紙器製作所・守山支部)及び野田治男理事(㈱インシュート・小幡支部)の両名を選出。また、第2号議案の令和7年度の収支決算について、専務理事から報告と説明を受けた後、会場に諮り、満場の拍手で承認しました。



続いて報告事項として、令和7年度事業報告、令和8年度事業計画、同予算等について専務理事から説明がなされ、地域イベントや社会貢献活動などを通じて会員交流も積極的に深めていく姿勢が示されました。



その後、ご臨席いただいたご来賓を代表して、名古屋北税務署長の富永治之署長様から「法人会の活動は、適正公平な申告納税制度の維持・発展や税務行政の円滑な実施に欠くことのできないもので、今後とも相互の信頼と協調関係を一層推進したい。」旨のお祝辞を頂戴し、総会は幕を閉じました。

CONTENTS

名古屋北法人会だより No.166

1 国税広報

3 新陣容

4 名古屋北税務署 新署長着任インタビュー

5 愛知県広報

7 名古屋市広報

9 税理士会だより

11 会員のページ

自助・互助・共助・公助について ～実体験から学んだ、家族に頼れない時代の支え合い～

山田支部 山田製菓合資会社 山田幸武

13 法人会の行事

14 ちょっといい話

医者は健康に人一倍気をを使う

15 支部報告

17 青年部会

19 女性部会

21 新会員紹介

会員広告

今回の表紙

9月19日から10月4日にかけて開催される第20回アジア競技大会（2026／愛知・名古屋大会）は、アジア45の国と地域から多くのトップアスリートが集う国際総合スポーツ大会です。小幡緑地公園は、マウンテンバイク競技の会場となっており、本写真は大会への機運醸成を目的に開催されたマウンテンバイク体験イベントの様子です。子どもたちがインストラクターの指導を受けながら、起伏やコーナーを走行する楽しさや自転車競技の魅力を体感し、世界レベルの競技が身近な地域で開催されることへの期待を膨らませていました。

写真提供：守山区地域力推進課

税務署からのお知らせ

事業者の皆さまへ



令和9年1月から

源泉徴収票の 提出方法が変わります

改正の内容

令和9年1月1日以後に提出すべき令和8年分以後の給与所得の源泉徴収票については、事業者の提出事務の負担軽減を目的として、給与支払報告書を市区町村へ提出した場合には、税務署へ給与所得の源泉徴収票を提出したとみなされ、それに伴い、提出範囲が給与支払報告書と同じになります（源泉徴収票のみなし提出の特例）。

つまり…給与支払報告書を市区町村へ提出した場合には、

**源泉徴収票を税務署に
提出する必要がなくなります！**



給与支払報告書の提出はeLTAXで、業務負担を大幅軽減！

eLTAXを使えば、各市区町村へ自動振り分け提出！

提出先が多すぎて、
手間もコストも
かかって大変です…！



一括
提出



A市
B区
C町
D村

すでに！
約70%が
eLTAXを
利用して提出!!



まだまだあります！eLTAXで提出するメリット！

☑個人住民税特別徴収税額通知(納税義務者用)を 電子データで受けとれます！

従業員への配付・郵送コストを削減することができ、業務のペーパーレス化につながります。

☑従業員の確定申告がさらに便利に！

令和9年1月以降、eLTAXで提出された給与支払報告書の情報がマイナポータル連携の対象となります！

ふるさと納税や医療費控除等で確定申告が必要な従業員の場合マイナポータル連携により給与所得の情報が自動で入力されるため入力ミスの心配もなく、簡単・便利に確定申告書が作成できます。



令和8年9月24日以降eLTAXが便利になります

サービス提供時間の拡大

24時間365日電子申告・電子納付等ができます！
※メンテナンス時間を除く

GビズIDログイン機能の実装

eLTAX利用者IDとGビズIDを紐づければ、以後はGビズIDでログインできます！

Q&A

Q. この改正は、何年分の「給与支払報告書」、「給与所得の源泉徴収票」から適用されますか？

A. 令和9年1月1日以後に提出すべき令和8年分以後の「給与支払報告書」、「給与所得の源泉徴収票」から適用されます。
※令和8年の途中で退職した従業員に係る源泉徴収票についても、令和9年1月1日以後に、そのほかの源泉徴収票とまとめて提出する場合には、この改正が適用されます。

Q. 給与支払報告書を市区町村に提出した場合、 税務署に「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」を提出する必要はありますか？

A. 令和9年1月1日以後に提出すべき令和8年分以後の「給与支払報告書」を市区町村へ提出した場合は「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」を税務署に提出する必要はありません。
※ただし、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」は6つの調書に対応する兼用様式のため、給与所得の源泉徴収票以外の調書を税務署に提出する場合は、提出する調書について記載した合計表を併せて提出する必要があります。

Q. 今回の改正を機に「給与支払報告書」のみを提出した場合、 従業員はマイナポータル連携された給与情報を利用できますか？

A. eLTAXで提出された令和8年分以後の「給与支払報告書」は、マイナポータル連携の対象になりますので、利用できます。
書面や光ディスク等で提出した「給与支払報告書」は、マイナポータル連携の対象にはなりませんので、ご注意ください。
(「給与所得の源泉徴収票」を別途、e-Taxで提出する必要はありません。)
※給与情報を正しく連携するため、マイナンバー、氏名(カナ含む)、住所、生年月日等については、記載誤りや不備がないようご注意ください。

参考
リンク



制度改正の
内容について
(国税庁ホームページ)



eLTAXの
利用方法について
(地方税共同機構
ホームページ)



給与情報の
マイナポータル連携
(国税庁ホームページ)

名古屋北税務署新陣容 (令和8年7月10日付定期人事異動)

官 職	氏 名	前任部署
署長	山 崎 博 人	名古屋東税務署 署長
筆頭副署長(管運・徴収・法人担当)	野 田 徹	名古屋北税務署 副署長(管運・徴収・法人担当)
副署長(総務・個人・資産担当)	大 釋 高 士	昭和税務署 総務課長
総務課		
総務課長	小 田 裕 一	新城税務署 総務課長
法人課税部門		
法人課税第一部門 統括国税調査官	亀 山 直 久	関税務署 法人課税第一部門 統括国税調査官
法人課税第二部門 統括国税調査官	若 浜 正 行	名古屋中村税務署 法人課税第二部門 統括国税調査官
法人課税第三部門 統括国税調査官	石 橋 夏 芳	(留任)
法人課税第四部門 統括国税調査官	伊豆原 笑 美	名古屋北税務署 法人課税部門 連絡調整官
法人課税第一部門 上席国税調査官(審理担当)	上本野 統 信	小牧税務署 法人課税第一部門 上席国税調査官
管理運営部門		
管理運営部門 統括国税徴収官	奥 山 亜由美	名古屋国税局 業務センター 主任国税管理官
徴収部門		
徴収部門 統括国税徴収官	加 藤 正 一	(留任)
個人課税部門		
個人課税第一部門 統括国税調査官	森 田 猛	名古屋国税局 課税第一部 資料調査第一課 主査
資産課税部門		
資産課税部門 統括国税調査官	中 山 浩 成	国税庁 課税部 資産課税課 チーフ

主な転出者		
官 職	氏 名	新任部署等
署長	富 永 治 之	庁監督評価官室 名古屋派遣監督評価事務専門官
筆頭副署長(総務・個人・資産担当)	倉 田 稔 裕	名古屋国税局 総務部 税務相談室 主任税務相談官
総務課長	柴 田 康 史	名古屋中税務署 特別国税調査官(開発調査担当)
総務課長補佐	野木森 一 剛	岐阜北税務署 法人課税部門 上席国税調査官
特別国税調査官(法人調査担当)	坂 本 隆 志	名古屋中村税務署 特別国税調査官(法人調査担当)
特別国税調査官(法人調査担当)	松 野 和 仁	名古屋国税局 調査部 調査総括課 国税調査官
法人課税第一部門 統括国税調査官	吉 田 康 博	浜松西税務署 特別国税調査官(法人調査担当)
法人課税第二部門 統括国税調査官	尾 崎 方 俊	昭和税務署 法人課税部門 上席国税調査官
法人課税第四部門 統括国税調査官	柘 植 有 加	名古屋西税務署 法人課税第三部門 統括国税調査官
法人課税第五部門 統括国税調査官	辻 正 宏	四日市税務署 法人課税部門 上席国税調査官
法人課税第一部門 上席国税調査官(審理担当)	広 瀬 達 大	名古屋東税務署 法人課税部門 上席国税調査官



7月から着任された 山崎博人新署長にお話を伺いました。

Q1 ご出身は？ご家族は？

名古屋市出身で、現在も名古屋市で暮らしております。

家族は妻と二人の息子（共に社会人）と愛犬（ミニチュアピンシャー）です。

Q2 お仕事のプロフィールは？

熱田税務署の法人税担当に配属された後、初めての異動で査察部に勤務することとなり、愛知県内や静岡県内の署で勤務があるものの、結果として職場人生の半分以上を20年以上を査察部に在籍しました。

多くの貴重な経験と、仕事で出会った数多くの先輩、同僚、後輩の存在が私の財産となっています。

Q3 大切にされていることは？

いい意味での「フラットな気持ち」を持ち続けるということです。

仕事でも私生活でも先入観を持たず、感情的にならず、バランス感覚を忘れずに、視野を広く持って何事にも取り組んでいきたいと思っています。

Q4 名古屋北法人会に期待されることは？

名古屋北法人会は、様々な活動に取り組み社会貢献を果たされていることに、心から感謝しております。

今後も法人会組織が更に拡大し、税のよき理解者として多くの企業とともに活躍されることを期待しております。

お忙しいところ、ありがとうございました。

愛知県税だより

外形標準課税の適用対象法人の見直しについて

日頃は県税の納税にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

令和6年度税制改正により、法人事業税の外形標準課税における対象法人が見直されました。

具体的には、現在の外形標準課税の対象法人（資本金の額又は出資金の額が1億円を超えるもの）に加え、次に該当する法人が対象となります。

100%子法人等への対応（令和8年4月1日以後に開始する事業年度から適用）

以下の要件をすべて満たす法人は、新たに外形標準課税の対象となります。

【要件】

- 特定法人（注1）との間に当該特定法人による法人税法に規定する完全支配関係がある法人又は100%グループ内の複数の特定法人により発行済株式等の全部を保有されている法人
- 当該事業年度末日の資本金の額又は出資金の額が1億円以下
- 当該事業年度末日の払込資本の額（注2）が2億円超

特定法人

持分比率
100%

A社
【外形】

参考例：
事業年度末日時点でA社の資本金の額が1億円以下かつ払込資本の額が2億円を超える場合

（注1）… 払込資本の額が50億円を超える法人

（注2）… 当該100%子法人等が剰余金の配当又は出資の払戻しをしたときは、当該剰余金の配当又は出資の払戻しにより減少した払込資本の額を加算した額

外形標準課税の申告にあたっては、収益配分額（報酬給与額、純支払利子、純支払賃借料）を期首から積算する必要があります。

ご不明な点がございましたら、お早めに県税事務所にご相談ください。

減資への対応（令和7年4月1日以後に開始する事業年度から適用）

以下の要件をすべて満たす法人は、新たに外形標準課税の対象となります。

【要件】 ○前事業年度において、外形標準課税の対象 ○当該事業年度末日の資本金の額又は出資金の額が1億円以下 ○当該事業年度末日の払込資本(資本金と資本剰余金)の額が10億円超	資本金 (現行基準1億円超)		補充的な基準 資本金 + 資本剰余金 10億円超
	資本剰余金	資本準備金	
		その他 資本剰余金	

※令和7年4月1日以後最初に開始する事業年度（以下「最初事業年度」という。）については、経過措置により要件が異なります。詳細は、下の二次元コードから税務課Webページをご確認ください。

○法人事業税の中間申告義務判定について

（令和7年4月1日以後に開始する事業年度から適用）

外形標準課税の対象法人は、法人税において中間申告義務のない法人であっても、原則、法人事業税及び特別法人事業税について中間申告の義務があります。

令和7年4月1日以後開始事業年度においては、前事業年度について外形標準課税の対象である場合に、中間申告の義務があることとなりますのでご注意ください。

制度のより詳しい内容については税務課のWebページをご覧ください。

（右の二次元コードからご覧いただけます。）

その他ご不明な点がございましたら、県税事務所にお問い合わせください。



名古屋市税だより

【栄市税事務所のご案内】

栄市税事務所の窓口は、NHK名古屋放送センタービル8階にあります。

地下鉄栄駅、名鉄栄町駅からオアシス21を北東へ進み、NHK名古屋放送センタービルの地下2階に入ります。

8階にお越しいただくには、「6-13」と表示された低層階用エレベーターをご利用ください。

なお、NHK名古屋放送センタービル内には無料の駐車場はございませんので、お越しの際は、公共交通機関をご利用ください。

※お体の不自由な方には、駐車場をご案内いたします。下記お問い合わせ先までご連絡ください。

○お問い合わせ先 栄市税事務所管理課

〒461-8626 東区東桜一丁目13番3号（NHK名古屋放送センタービル8階）

電話 959-3300 FAX 959-3317

【市税の納付は便利な口座振替・自動払込みをご利用ください】

1 ご利用いただける市税

市民税・県民税・森林環境税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税（土地・家屋）、固定資産税（償却資産）

2 お申込み手続き

「市税の納税通知書または領収書（お問い合わせ番号がわかるもの）」、「預貯金通帳の口座番号がわかるもの」、「預貯金通帳のお届け印」をお持ちのうえ、取扱金融機関へお申込みください。

※名古屋市外の店舗には、名古屋市税用の申込用紙が窓口には備え付けられていない場合があります。その場合は、下記「7 お問い合わせ先」まで申込用紙をご請求ください。

3 取扱金融機関

市税の納付を取り扱っている銀行、信託銀行、信用金庫、農業協同組合、信用組合、労働金庫、ゆうちょ銀行・郵便局。

※詳しくは納付書の「納付場所」欄又は名古屋市公式ウェブサイト(<https://www.city.nagoya.jp/>)でご確認ください。

※全国の店舗でお申込みいただける金融機関と、愛知県内の店舗に口座をお持ちの方のみお申込みいただける金融機関があります。

4 口座振替・自動払込みできる預貯金

普通預金、当座預金、納税準備預金、納税貯蓄組合預金、通常貯金

5 振替の開始

おおむね、申込みの月の翌々月以降の納期分からです。

※開始の時期は、お申込みの受付後に「口座振替・自動払込み開始のお知らせ」を送付してお知らせします。

6 振替日

各納期の最終日。前納（1年分）の場合は、第1期の最終日です。

7 お問い合わせ先

名古屋市市税収納事務センター

〒460-8202 中区丸の内三丁目10番4号 電話 957-6931 FAX 957-6934

[法人市民税に関するお知らせ]

法人税割の税率

法人の区分		令和元年10月1日以後 に開始する事業年度分
①資本金の額または出資金の額が1億円を超える法人		8.4%
②資本金の額または出資金の額が1億円以下の法人	法人税割の課税標準となる法人税額が 年2,500万円を超えるもの(注1)	
③資本金の額または出資金の額を有しない法人(保険業法に規定する相互会社は①の法人と同じ。)	法人税割の課税標準となる法人税額が 年2,500万円以下のもの(注1)	6.0%
④人格のない社団等		

(注1) 2以上の市町村において事務所等を有する法人については、法人税割の課税標準となる法人税額が年2,500万円を超えるかどうかは、法人税額を関係市町村ごとに**按分する前の額**で判定します。事業年度が1年に満たない場合にあっては、「年2,500万円」とあるのは「2,500万円に当該事業年度の月数を乗じて得た額を12で除して計算した金額」と置きかえて判定します。

均等割の税率

2以上の区に事務所等または寮等がある場合に、区ごとに均等割額を計算し、合計したものが納付すべき均等割額となります。均等割は法人税額にかかわらず負担していただくもので、欠損金が生じた事業年度についても法人市民税の申告納付が必要となります。

資本金等の額(注2)による 法人の区分	平成31年4月1日以後に終了する事業年度分(年額)	
	従業者数(注3) 50人以下	従業者数(注3) 50人超
公益法人等、人格のない社団等	50,000円	
1千万円以下の法人	50,000円	120,000円
1千万円を超え1億円以下の法人	130,000円	150,000円
1億円を超え10億円以下の法人	160,000円	400,000円
10億円を超え50億円以下の法人	410,000円	1,750,000円
50億円を超える法人	410,000円	3,000,000円

(注2) 次により算出した合計額を税率区分の基準とします

- ※ 税率区分の基準(調整後の資本金等の額と資本金+資本準備金との比較)について
 調整後の資本金等の額 $\geq$ 資本金+資本準備金 $\Rightarrow$ 調整後の資本金等の額
 調整後の資本金等の額 $<$ 資本金+資本準備金 $\Rightarrow$ 資本金+資本準備金

※ 調整後の資本金等の額の算出方法

期末現在の資本金等の額 + 無償増資額 - 無償減資等による欠損填補額

※ 無償増資、無償減資等による欠損填補により資本金等の額の調整を行った場合は、その内容を証する書類(株主総会議事録等)を確定申告書に添付してください。

(注3) 区内の事務所等または寮等の従業者数の合計数をいいます。

○お問い合わせ先 栄市税事務所 法人課税課 法人市民税担当

〒461-8626 東区東桜一丁目13番3号(NHK名古屋放送センタービル8階)

電話 959-3305

令和8年度税制改正による 「年収の壁」引き上げについて

名古屋税理士会名古屋北支部 税理士 谷口順哉

1 所得税の「年収の壁」

(1) 物価上昇に連動して基礎控除額等を引き上げる仕組みの創設(恒久制度)

これまで基礎控除は一定額に固定されていたため、物価が上昇すると控除額の実質的な価値が下がり、結果として納税者の税負担が重くなるという課題がありました。

そこで今回の改正では、今後は消費者物価指数(総合)の上昇に応じて基礎控除額を引き上げる仕組みが導入されます。これにより、物価が上昇した場合でも税負担が過度に増えないよう配慮され、税制の公平性が保たれます。

また、給与所得控除の最低保障額についても同様に物価に応じて見直される仕組みとなります。

なお、令和8年度税制改正では、この新たな仕組みの導入に伴い、「基礎控除」と「給与所得控除の最低保障額」が、それぞれ4万円引き上げられます。

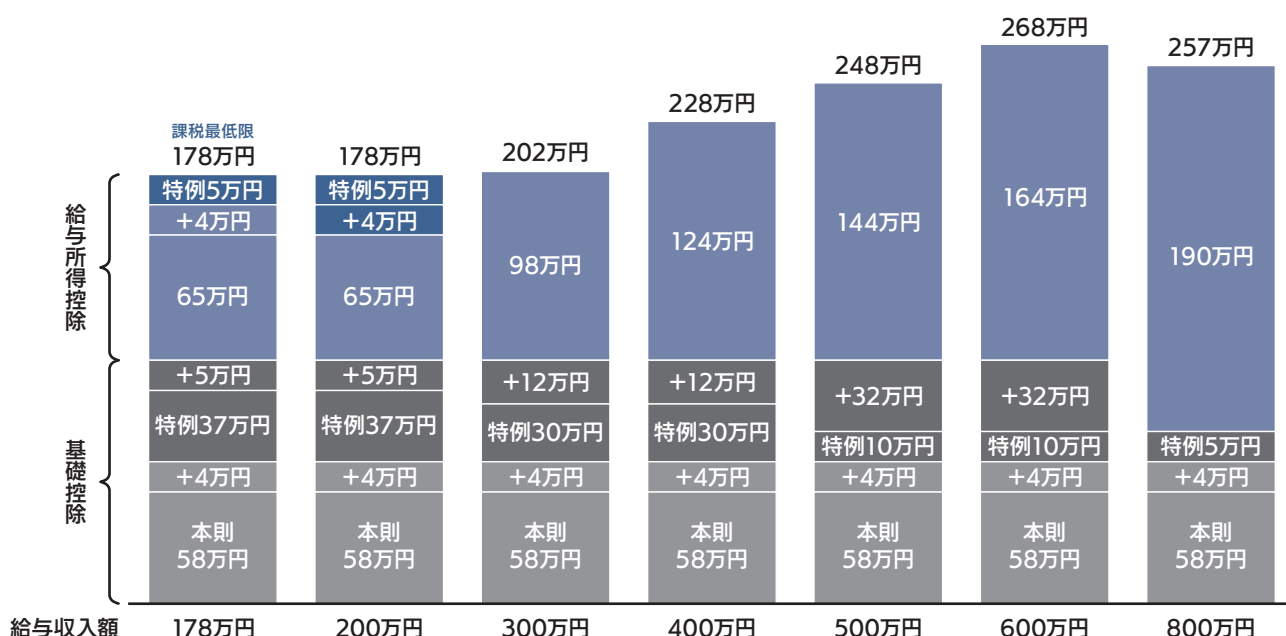
(2) 「三党合意」を踏まえた追加措置(2年間の時限措置)

令和6年12月の「三党合意」を踏まえ、物価上昇の影響を受けやすい中低所得者への支援策として、2年間の時限措置が設けられました。

まず、給与所得者の課税最低限は、これまでの103万円(※令和6年)から178万円へと75万円引き上げられます。これにより、一定額までの収入については所得税が課税されにくくなり、働く人の手取りの増加が期待されます。

さらに、年収665万円以下の中所得者については、基礎控除が段階的に引き上げられ、最大104万円となります。これにより、中低所得者を中心に所得税の負担軽減が図られ、物価上昇による家計への影響を和らげることが期待されています。

○年収別の給与所得控除・基礎控除のイメージ図(令和8年・令和9年分)



2 扶養控除等の「年収の壁」

扶養控除や配偶者控除などの適用を受けている方は、ご家族の収入にも注意が必要です。今回の基礎控除の改正に伴い、扶養控除等の判定基準が変わります。令和8年分・令和9年分の2年間に適用される改正内容を整理します。

(1) 配偶者の給与収入額と控除の関係

配偶者の給与収入金額		超えた場合
令和7年	令和8・9年	
123万円	136万円	配偶者控除が適用できなくなります。 →配偶者特別控除の対象となります。
160万円	169万円	配偶者特別控除の満額適用(38万円)ができなくなり、 段階的に控除金額が少なくなります。
201万円	207万円	配偶者特別控除が適用できなくなります。

(2) 扶養親族等の給与収入額と控除の関係

その親族の給与収入金額		超えた場合
令和7年	令和8・9年	
123万円	136万円	扶養控除が適用できなくなります。 →特定親族を扶養している場合は特定扶養親族特別控除の対象となります。
160万円	159万円	特定扶養親族特別控除の満額適用(63万円)ができなくなり、 段階的に控除金額が少なくなります。
201万円	197万円	特定扶養親族特別控除が適用できなくなります。

※特定親族とは、生計を一にする19歳以上23歳未満の親族等です。



令和8年11月までの給与等の源泉徴収事務に変更は生じません。令和8年12月に行う年末調整の際に、基礎控除、給与所得控除について調整されます。
また、扶養控除等の改正は、令和8年12月1日以後に支払う給与等から適用されますが、この改正により新たに扶養親族等の要件を満たすこととなった親族等に係る扶養控除等の摘要を受けるために「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」等の提出が必要となります。

3 住民税の「年収の壁」

給与所得控除の最低保証額が4万円引き上げられ、さらに令和9年度分と令和10年度分は特例により5万円引き上げられることにより、住民税の支払いが発生する「年収の壁」は、9万円の引き上げとなります。

令和8年度分	令和9年度分・令和10年度分
110万円	119万円

※一般的な住民税の「年収の壁」です。
自治体により異なります。

4 おわりに

今後、基礎控除等は、消費者物価指数を踏まえ、2年ごとに見直される予定です。行政における給付や負担の決定など、所得税の合計所得金額等を参照してきた各種制度について、基礎控除等が定期的に見直されていくことを踏まえ、どのような対応が行われるか注視していく必要があります。

自助・互助・共助・公助について ～実体験から学んだ、 家族に頼れない時代の支え合い～

山田支部 山田製菓合資会社 代表取締役 山田幸武



今回は、私が「支援員」として活動している「認定NPO法人 権利擁護支援・ぶらっとほーむ」の取り組みを通じ、これからの地域社会に求められる「支え合い」のあり方についてお話しさせていただきます。

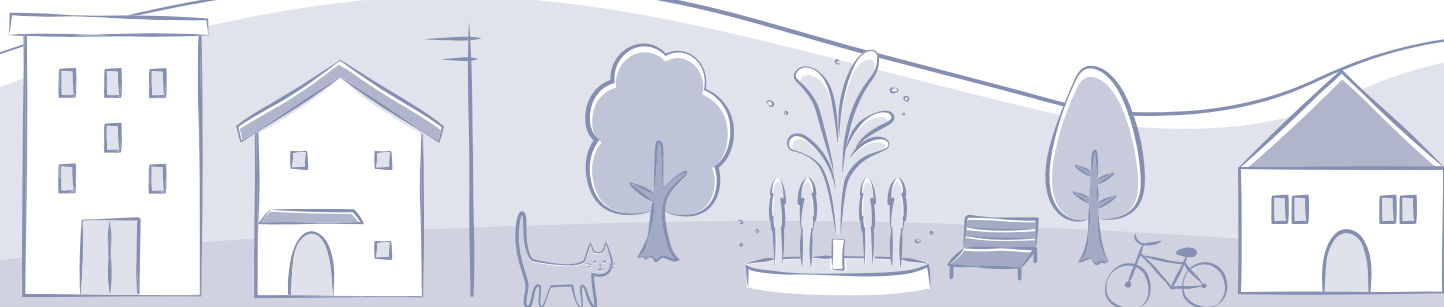
私がこのNPO法人の存在を知ったのは十数年前のことです。当時、母親が入院することになり、病院の窓口で親族等の「身元保証人」を求められました。「同一生計者では認められない」と告げられ、近くに頼れる親類もいなかったため、手続きが進まず大変困惑したのを今でも鮮明に覚えています。

この苦い経験から、一人暮らしの高齢者や親族が遠方にしかない方は、必要な医療や介護にアクセスすることすら困難になるという厳しい現実気づかされました。

自分で備える「自助」や、行政による一律の支援である「公助」だけではカバーしきれない隙間が、今の社会には確実に存在します。

実は「ぶらっとほーむ」も、まさにこうした時代の変化から生まれた組織であり、2000年の介護保険制度導入により、福祉サービスが行政による「措置」から個人による「契約」へと変わり、入院・入所時の「身元保証人」を求められるケースが急増し、頼る身寄りのない地域住民からの相談を受け、2006年に緑区の民生委員が中心となって設立されたのが始まりです。

私たちは、家族や近所に相談できず、行政の制度の枠組みからもあふれて孤





立ってしまう方々の「いつまでも自分らしく、安心して生きていきたい」という願いに寄り添い、主に以下の権利擁護活動をワンストップで行っています。

- 身元保証支援：病院への入院や福祉施設への入所、賃貸契約時の身元保証人を法人として引き受けます。
- 日常生活・金銭管理サポート：福祉サービスの利用手続きの代行や、日々の生活費の支払い管理を行います。
- 将来の備えと死後事務：認知症等に備えた「成年後見」の活用や、逝去後の葬儀・埋葬、遺品整理などの死後事務を担います。

誰もが孤立せず、最後まで尊厳を持って安心して暮らせる地域社会を築くためには、こうした民間レベルでの温かい「互助」「共助」のネットワークが不可欠です。

私たち法人会会員としても、ビジネスの枠を超えて地域の困りごとに目を向け、手を携えていくことが今後の持続可能な地域づくりに繋がると確信しています。

「もしも」の時に誰もが“ぷらっと”立ち寄り、支え合える社会を目指して、これからも一支援員として、また地域の一員として活動を続けてまいります。

認定NPO法人 権利擁護支援・ぷらっとほーむ <https://kenriyougo.org/>



北法人会の行事

令和8年4月1日～令和8年7月31日

第51回通常総会・記念講演会

6.11 歴史に学び、未来を読む

場所／名古屋市北文化小劇場

講師／歴史家・作家 加来耕三氏



歴史学は単に過去をさかのぼる学問ではありません。過去と現代を比較することによって、未来を読む学問です。歴史をひもとけば、新しい事実が見えてくるのです。

そういう観点で、歴史は未来への選択肢の軌跡でもあるのです。と、説かれました。

歯切れの良いパワフルなお話で、歴史小説や大河ドラマへの批判を含め、「歴史」「英雄」の捉え方など、TV番組等では聴くことができないお考えを伺うことができました。

決算期別説明会

5.13 場所／名古屋北法人会 研修室

講師／名古屋北税務署 法人課税第一部門

審理担当官 広瀬達大氏



新設法人説明会

5.15 場所／名古屋北税務署 大会議室

講師／名古屋北税務署 法人課税第一部門

審理担当官

(公社)名古屋北法人会 専務理事 ほか



役員会

4.20 運営会議・決算理事会

場所／アイリス愛知



6.18 広報委員会

場所／魚鉄



簿記会計教室

7.24～10.2 全10日 計12コマ開催中

場所／法人会研修室

講師／名古屋税理士会名古屋北支部 税理士 酒井智浩 氏



ちょっといい話

医者は健康に人一倍気を使う

フリーランスライター 藤木順平

カレンダーをめくっていたら9月に5連休があることがわかった。次のそれは6年後だという。ラッキー！

その一翼を担っているのが第3月曜日の「敬老の日」だ。「多年にわたり社会につくしてきた老人を敬愛し、長寿を祝う」というのがこの祝日の趣旨だ。今年は5連休にもつくしている。

「長寿」といえば、地球上の哺乳類の中で人間より長生きなのは「クジラ類」だけらしい。そうだろう。概して体の大きな動物ほど長生きと言われる。ゾウやウマは人間より大きい、それは…。

人間は健康に気を使う動物なのだ。以前、米国の医者が数万人単位で禁煙を始めたというニュースを聞いた。日々、ガンなどさまざまな病気や患者と接している医者が「タバコは本当にやばい！」と真っ先に感じた結果だろう。

かつて同窓会の時、医者友人知人に「血糖値とか、何か悪い数値のやつある？」と聞いたら、みんな「ない」という。「何をしたら体に悪いかわっているからね」と言っていた。喫煙、深夜の食事、深酒、運動不足などなど。

その後、医者仲間の会合に呼ばれたことがある。その席で、医者たちはゲストの筆者に「やれ飲め、それ飲め」と矢継ぎ早に酒を勧めた。

オレの健康は無視か！



【筆者紹介】藤木順平（ふじき・じゅんぺい）フリーランスライター。日本笑い学会会員。

活動レポート

総会・記念講演会

守山
支部

6支部合同総会・AI研修会

4.7 今日で判明!あなたが生成AIを使わない3つの理由

場所／ホテルプラザ勝川 講師／(株)アインスコーポレーション 代表取締役 渡邊純博 氏



金城西
支部

若葉
支部

北陵
支部

3支部合同総会

4.9 場所／魚鉄



杉村
支部

大杉
支部

清水
支部

3支部合同総会・AI研修会

4.10 今日で判明!あなたが生成AIを使わない3つの理由

場所／魚鉄 講師／(株)アインスコーポレーション 代表取締役 渡邊純博 氏



上飯田
支部

山田
支部

大曽根
支部

3支部合同総会・記念講演会

4.13 交通安全について

場所／親和電機㈱ 6階会議室 講師／愛知県警察北警察署 交通課 課長 松坂 剛 氏



楠
支部

総会・講演会

4.16 知って安心、認知症の基礎知識 ～予防・症状・関わり方をわかりやすく学ぶ～

場所／名古屋市楠地区会館

講師／名古屋市認知症疾患医療センター

偕行会城西病院 地域医療連携部 総合相談窓口課 課長 高野洋子 氏（社会福祉士）



金城西
支部

若葉
支部

北陵
支部

3支部合同教養講演会

7.7 スマホで始める生成AI！日常生活での活用法を教えます

場所／名古屋市北文化小劇場 講師／㈱アインスコポレーション 代表取締役 渡邊純博 氏



役員会

杉村
支部

大杉
支部

清水
支部

上飯田
支部

山田
支部

大曽根
支部

楠
支部

4.10 場所／魚鉄

4.13 場所／親和電機㈱ 6階会議室

4.16 場所／名古屋市楠地区会館

第47回 青年部会定時総会・卒会生を囲む会

5.26 場所／KKRホテル名古屋



堀田青年部会長



小田会長



祝辞を述べられる富永署長



卒会生の皆さん

ご来賓に名古屋北税務署の富永署長、野田副署長、吉田法人1統括官、親会の小田会長、小林副会長らにご臨席いただき開催しました。

堀田圭介青年部会長は、活動を振り返り、年間テーマである「ともに」の下、多くの交流を育むことが出来た。今後もみんなの協力を得て、活動を推進していきたいとあいさつ。

各議案を全員の拍手で承認した後に、ご来賓の名古屋北税務署長様、名古屋北法人会会長様からお祝辞をいただきました。

総会終了後に開催した「卒会者を囲む会」では、今年度で青年部会を卒業される皆さんを囲んで、楽しかった思い出や法人会に対する想いなどを語りました。

お楽しみのビンゴ大会では大層盛り上がり、みんなの笑顔が溢れました。

役員会

4.6 正副部会長会
場所／法人会研修室

4.14 役員会
場所／法人会研修室

6.18 正副部会長会
場所／㈱中部精機製作所





令和8年度 租税教室



令和8年度実施予定数
6校11コマ



5.20 租税教室 名古屋市立西味鏡小学校



租税教室講師養成練習会 場所/法人会研修室

5.18 川中小学校 / 5.20 西味鏡小学校 / 5.21 飯田小学校 / 6.2 下志段味小学校5クラス
7.8 味鏡小学校3クラス

* 租税教室講師養成練習会 場所/法人会研修室 5.11 5.12 5.15

青年部会見学研修旅行

6.27～6.28 ～熱海市の民間主導によるまちづくりを学ぶ～ 場所/熱海市

民間主導による再開発で注目を集める熱海市のまちづくりについて、現地で地域活性化の取り組みや、遊休不動産を活用したまちづくり、地域資源の魅力を高める取り組みに関わる不動産会社代表取締役の三好明氏に講話をいただき、建物単体ではなくエリア全体の価値向上を目指す考え方や、地域課題をビジネスとして解決しながら持続可能なまちづくりを進める手法など、多くの実践事例を交えた内容は大変示唆に富むもので、その後、実際に市街地を歩きながらリノベーション建物や再生エリアにある建物の内外を見学し、それぞれの再生に込められた考え方や地域に根差した活動について説明を受けることで、熱海市が民間の力によって魅力あるまちへと変化してきた過程を肌で感じました。



今回の研修を通じて、空き家や遊休不動産を地域資源として再生すること、イベントを単なる集客ではなく地域への定着を促す「手段」として位置付けること、そして地域への誇りを持ち、その魅力を自ら発信することの重要性を学びました。

第48回 女性部会定時総会・記念講演会

6.6 場所／魚鉄

講演会／「あら?私ってこんな状態だったの? ～香りで気づく、こころと体のバランス～」

講師／セラピスト 社元美歩 氏



名古屋北税務署長・副署長・統括官・名古屋北法人会会長・副会長・青年部会長をお迎えし、定時総会を開催いたしました。

総会終了後の講演会では、「香りで人生を変える」をテーマに活動されているセラピストの社元美歩先生をお招きし、4種類の香りを嗅ぎながら現在の心身のバランスを可視化し、その状態に合わせた日常で簡単に実践できるセルフケアについてお話しいただきました。香りを通じて、自分では気づけなかった体調や心の状態を知ることができ、まさに「香りで人生が変わる」を体感する、有意義で楽しい講演会となりました。

執筆 女性部会 副部会長 浪速金液(株) 林美支子

役員会

4.23 場所／法人会研修室

5.19 場所／法人会研修室

6.3 場所／魚鉄

7.8 場所／法人会研修室



夏休み!

小学生 親子税金教室スタンプラリー

7.31 場所／名古屋税関中部空港税関支所ほか



滑走路見学では、
迫力ある航空機の
離着陸を間近で見学



名古屋税関中部空港
税関支署で税関の
仕事について説明を
受ける参加者



税関職員から
麻薬探知犬や
水際取締りの役割に
ついて学ぶ

この事業は、身近な公共施設の見学を通じて、税金が私たちの暮らしの中でどのように役立っているのかを親子で楽しく学ぶことを目的としています。

今回は、名古屋税関中部空港税関支署で、税関の役割や不正薬物・偽ブランド品の水際取締りなどについて説明を受けたほか、取締検査官体験などをしました。また、セントレアの滑走路見学では、航空機の離着陸を間近で見学し、空港を支える施設や仕事について理解を深めました。

参加した子どもたちは、クイズや見学を通して税金の役割を楽しく学び、「税金が私たちの安全で豊かな暮らしを支えている」ことを実感する貴重な一日となりました。

新会員紹介

ご入会ありがとうございました

2026.4/1～2026.7/31

支 部	会社名等・住所	代表者名・電話番号	業 種	勸奨社
金城西	(株)アイフロントデザイン 北区金城2丁目3-19	前 田 侑 基 090-5312-5333	Web製作	
金城西	(有)坂建工 北区光音寺町1丁目40-2	坂 慎 二 915-9659	防水工事業	
北陵	(株)MR F 北区黒川本通4丁目28-1 キクヤビル1F北	波多野名瑠土 090-1820-1257	建設業	
北陵	田坂裕史 北区川中町21-22	田 坂 裕 史 090-6294-2403	人材紹介	
楠	(株)ヤクルトマーケティング東海 北区会所町128	朝 倉 義 信 902-8960	乳酸菌飲料卸売	
楠	(株)虎次郎 北区丸新町430	木 下 利 輝 903-0128	食品製造業	
瀬古	シエンコスメティクス(株) 守山区鳥羽見2丁目12-15 TRYⅢ鳥羽見102	道 清 将 人 990-6754	化粧品の製造販売	(株)インシュート(小幡)
守山	(株)Jaloucr 守山区小幡千代田5-11	今 井 基 晴 737-3990	カーコーティング業	瀬戸信用金庫川村支店(守山北) (株)ナカシロ(守山北)
守山	(同)夢IRO 守山区大屋敷13-35	安 江 史 彦 796-0838	外壁塗装業	瀬戸信用金庫川村支店(守山北) (株)ナカシロ(守山北)
守山	(同)夢色らいふ 守山区大屋敷13-3	安 江 純 子 796-0838	小売業(ネット販売)	瀬戸信用金庫川村支店(守山北) (株)ナカシロ(守山北)
大森	(株)小塚電気工事 守山区大森3丁目411-3	小 塚 毅 798-3036	電気工事業	
大森	(株)OKAフロン 守山区大森1丁目1905	岡 嶋 達 也 778-8308	冷媒回収	
みどり	(株)永進金型 守山区大字中志段味字東原2514-6	濱 島 謙 二 768-7681	金型製造	(公社)瀬戸旭法人会
守山北	医療法人Salus 守山区白沢町120	佐藤広之進 799-8217	歯科医院	瀬戸信用金庫川村支店 (株)ナカシロ

(敬称略)



会 員 広 告

「みどり楽の湯」駐車場増設完了!
増設駐車場は幅が広く更に快適にご利用いただけます。

HUUMヒーターとエストニア製木材を使用したサウナ室と
新登場のセルフプロリュウができる
メディスナサウナ室が大好評です(男性のみ)!!
館内もリフレッシュ! 駐車場も増設! さらに便利に。

女性風呂は
パウダーコーナーを充実。
いろいろ試せる
ドライヤーパーや
女優ライトも登場!

女性専用
ドライヤーパー
登場!

新登場のドライヤーパーもご用意しております。
お客様の健康、安全に配慮したドライヤーパーを選び、
お風呂にもお楽しみいただけるようにしております。

ナノホクX天然温泉
楽の湯
みどり
名古屋市緑区徳重3丁目2904番地
楽の湯HP
<https://www.rakunoyu.com/>

リニューアル工事も当社で施工しました。皆様の建設工事もお任せください。
総合建設業・
温浴施設運営 **株式会社 ナカシロ** (守山北支部) <https://www.nakashiro.com/>

ガス機器のことからリフォームまで!
最先端の家庭用燃料電池「エネファーム」もおまかせ
どんなことでもオケソーにお気軽にご相談ください

コロナウイルスに強い!
ガス機器

ガス衣類乾燥機
乾太

プラズマクラスター
空気清浄付ガスファンヒーター



東邦ガスくらしショップ

LINEで無料ご相談、お見積りいたします

オケソー 桶槽工業株式会社

大曾根本店 〒462-0825 名古屋市北区大曾根四丁目16番12号

TEL/052-981-7884 FAX/052-981-2469

守山志段味店 〒463-0811 名古屋市守山区深沢一丁目1825

TEL/052-739-7883 FAX/052-739-7630

E-mail:support@okesou.net

<https://okesou.net>



地元守山で25年! 超地域密着の工務店

**見積・相談 モチロン
無料です**

宿舎 事務所 外壁塗装 間仕切りブース
倉庫 工場 雨漏り修理 休憩室 食堂

工場・倉庫・プレハブ・屋根の点検、
修理、屋上防水、
外壁塗装をしませんか?

工場・倉庫・プレハブ・事務所なら **エルホーム**に お任せ
ください!

有限会社エルホーム
〒463-0026
愛知県名古屋市守山区数田町908番地
<http://www.eru-home.com>
TEL 052-798-0874
FAX 052-798-0970
E-MAIL maeda@eru-home.com

L HOME

お客様を満足を第一に。

営 業 内 容

リフォーム工事

増改築工事

給排水・衛生設備工事

空調・消火設備工事

建設業許可/愛知県知事 般・第101333号

(管工事・建築工事・土木工事・内装仕上工事・水道施設工事業)

株式会社オーケテック

(本社) 〒462-0844 名古屋市北区清水三丁目15番18号

TEL/052-325-3307 FAX/052-325-3308

(分室) 〒462-0844 名古屋市北区清水一丁目7番1号

TEL/052-961-9630 FAX/052-961-9631

会 員 募 集 新たな出会いと本音で語り合う仲間を見つけましょう

研修・地域貢献事業 = 税法、経営、教養、講演会、簿記講座、区民まつり参加、優良工場見学

保 障 制 度 = 大型保障、ビジネスガード、がん保険、取引信用保険、人間ドック

交 流 事 業 = 経営研究会、青年部会、女性部会、支部

情 報 発 信 = 税制改正の要望・提言、広報誌配布、税務参考図書

名古屋北法人会だより No.166

令和8年9月1日 発行

発行所 公益社団法人 **名古屋北法人会**

名古屋市北区清水5丁目5番3号 名北フロントビル2F

電話 915-3886

編 集 **広報委員会**

印刷所 **株式会社 正鶴堂**

名古屋市北区柳原1丁目14-22

電話 914-1855(代)

名古屋北法人会広報委員会では

毎号の企画に役立たせていただくため会員皆様からの
ご意見ご要望をお待ちしています。

TEL **915-3886** FAX **915-3850**

E-mail : kitahou@lilac.ocn.ne.jp

名古屋北法人会ではホームページを開設いたしております。
一度アクセスしてみてください。

<https://www.kitahou.or.jp>





AIG 損保

企業防衛・福利厚生目的に
法人会のビジネスガードシリーズ



Business Guard

会員企業をサポートする
AIG損保のリスクソリューション



政府労災の上乗せ補償 ハイパー任意労災 (業務災害総合保険)
会社で入る医療補償 ハイパーメディカル (業務災害総合保険・メディカル特約)
初期のご相談から賠償金対応まで。労務・雇用トラブルに備える スマートプロテクト (総合事業者保険)
地域社会に貢献する ビジネスガードAUTO (法人会の自動車保険)
企業向け第三者賠償責任保険 オールスターズ ALL STARS (事業賠償・費用総合保険)
火災と地震災害に備える プロパティガード+企業地震保険 (企業財産保険・+ 財物損害補償特約・+ 地震・噴火・危険隣接地特約等)
個人情報の漏えい事故対策 マイナンバー対応 情報漏えいガード (個人情報漏洩保険)
役員個人を取り巻く各種訴訟リスクに備える MRP保険 (マネジメントリスクプロテクション保険)
海外進出企業向けサポートプラン ワールドリスク WorldRisk

この広告は保険の概要をご説明したものです。
「企業地震保険」につきましては建物の構造や建物が建築された時期および
所在地等によってはお引き受けができない場合がありますのであらかじめ
ご了承ください。
2022年2月時点の内容です。

AIG損害保険株式会社

〒105-8602 東京都港区虎ノ門4-3-20
03-6848-8500
午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)
<https://www.aig.co.jp/sonpo>



お問い合わせ・お申し込みは

AIG損害保険株式会社 名古屋支店

〒460-0008
愛知県名古屋市中区栄5-27-12 AIG名古屋ビル
TEL:052-857-1400 FAX:052-251-2142
午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)